



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 5 3 号 令和 5 年 2 月 2 8 日発行

目 次

※は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
2 ※	建築士法施行細則の一部を改正する規則	住宅課 建築指導室

【公布された条例等のあらまし】

● **建築士法施行細則の一部を改正する規則**（規則第二号）

- 一 建築士法施行規則の一部改正に鑑み、所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第十五条第一項第三号中「上半身を」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。